

令和5年度 第3回第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会議事録

日 時： 令和5年11月9日（木）午後1時30分～

場 所： 豊川市役所 本34会議室

出席者：大高 博嗣 （豊川市身体障害者福祉協会 会長）

佐竹 良明 （豊川市身体障害者福祉協会 視覚障害者福祉部会 会長）

都築 義弘 （豊川市ろう者協会 会長）

細井 方恵 （豊川市知的障害者育成会 会長）

中村 道代 （豊川市肢体不自由児（者）父母の会 会長）

戸苅 貴子 （豊川市民生委員児童委員協議会 理事）

野村 公樹 （豊川市ボランティア連絡協議会 会長）

柘植 仁美 （豊川市社会福祉協議会 障害福祉課長）

斎藤 登 （豊川市社会福祉施設協会 監事）

安形 俊久 （一般社団法人豊川市医師会 理事）

加藤 裕美 （愛知県豊川保健所 健康支援課長）

丹羽 武明 （愛知県東三河福祉相談センター 地域福祉課主幹）

田中 清仁 （豊川公共職業安定所 所長）

木和田 聰哉 （豊川市子ども健康部長）

小島 基 （豊川市福祉部長）

欠席者：小林 秀行 （豊川市精神障がい者家族会むつみ会 副会長）

鈴木 能成 （愛知県立豊川特別支援学校 校長）

小田 敦子 （豊川市教育委員会 学校教育課指導主事）

事務局：松井 誠治 （豊川市福祉部次長）

吉田 信 （豊川市福祉部障害福祉課長）

加藤 慎太郎 （豊川市福祉部障害福祉課課長補佐）

松田 佳久 （豊川市障害福祉課障害福祉係長）

大橋 和輝 （豊川市障害福祉課障害福祉係）

傍聴人：3名

次第

1 議題

（1）第7期豊川市障害福祉支援計画等（案）について

（2）今後のスケジュールについて

2 その他

1 議題

事務局	<p>○会議に先立ちまして、事務局より失礼いたします。 お手元の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>事前に送付させていただきました事前資料①～事前資料②、本日机上に置かせていただきましたのが次第と席次表、当日資料①～当日資料③なります。</p> <p>資料が足りない方はございませんか。</p> <p>なお、本日、ご都合により豊川精神障がい者家族会むつみ会の小林委員、愛知県立豊川特別支援学校の鈴木委員、豊川市教育委員会の小田委員は欠席されております。</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから、第3回第7期豊川市障害福祉支援計画等策定委員会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、策定委員会にお集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>早速ですが、会議の進行を委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。</p>
斎藤委員長	<p>○前回に引き続き、議事の方、進めさせていただきます。</p> <p>季節外れの暑さもようやく落ち着いてきたようですが、気が付けば年の瀬間近となってまいりました。</p> <p>この会に関連する社会の情勢に触れたいと思いますが、障害福祉サービスに関して言えば、来年度4月の報酬改定に向けて、国も障害者基本計画や基本指針を踏まえた、例えば自立支援や地域移行を一層進めていくようなインセンティブを設定するなどの詰めの議論がされているようです。</p> <p>この障害福祉支援計画策定に非常に絡んでくる内容ですが、国も、豊川市が作ろうとしているものの基になるところが、介護報酬レベルでは進みつつあるということかと思います。</p> <p>更に、コロナウイルスの第9波については若干下火になっていますが、感染力が相変わらず強いということで終息に至っていない状況です。一方で、インフルエンザが流行期に入り、注意情報レベルから、そろそろ警報レベルにということで、特にここにお集まりの障害者の関係団体あるいは機関の皆様におかれましては、非常に気にかかる状況にあるとお察し申し上げます。</p> <p>そのような中、本日お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の策定委員会は、設置要綱第5条第3項により、委員の過半数以上の出席がありますので、成立いたします。</p> <p>本日の協議事項は、お手元の次第にございますように、前回までご協議いただいたものを踏まえて、事務局でまとめていただきました障害福祉支援計画等案についての、ご意見を頂戴して参りたいと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>本日の会議は3時までを目安といたしております。限られた時間でございますが、多くの委員の皆様からの積極的なご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>なお、前回、事務局から説明がありましたが、本日の策定委員会が12月中旬に予定されている各計画のパブリックコメント前の最後の委員会となります。協議事項において、計画案の修正にかかる意見が交わされた場合、具体的な修正内容の決定までこの時間の中で行う必要がありますので、ご了解のうえ、闊達な議論をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、まずは議題1、協議事項といたしまして、「第7期豊川市障害福祉支援計画等（案）について」、事務局より説明をお願いいたします。</p>
--	--

1 (1) 第7期豊川市障害福祉支援計画等（案）について

事務局	<p>○それでは、事務局の障害福祉課の松田より「第7期豊川市障害福祉計画等（案）について」説明させていただきます。お手元の資料は、事前資料①をご覧ください。</p> <p>始めに計画書の構成について、改めて確認させていただきます。表紙を一枚めくっていただき「目次」のページをご覧ください。計画書は、第1章から第5章で構成されており、前回の委員会でご説明した考え方と変更はございません。また、第1章が計画策定に当たって、そして第2章が豊川市の現状、第3章が計画の基本的な指針となっており、ここまでは、前回の策定委員会で説明をさせていただいた表現と変更はございません。</p> <p>今回の委員会では、第1章から第3章の中で、主に前回の内容から変更した内容について説明させていただきます。続いて、第4章、第5章の説明となります。第4章の計画目標値と見込については、本計画の中心となりますので、詳しく説明させていただきます。</p> <p>それでは、順に第1章から第3章について説明させていただきますが、その前に、前回の策定委員会の中で提案をいただきました、本計画における「障害」の字の表記について説明いたします。今回の計画案から目次のページの最後に＜障害の表記について＞を加えた形に変更しております。記載内容は、現行の第4次豊川市障害者福祉基本計画に記載のある、「社会モデル」の考え方を踏まえ、また、国の理念や市の条例・規則などに基づく法律用語についても、漢字で表記されていることを鑑みて、これを用いることとした内容としております。</p> <p>では初めに、第1章について説明します。2ページ及び3ページの障害福祉に関する関連法令の動向について、本計画では障害児福祉支援計画の策定についても行うため、児童福祉法の施行に関する記載を</p>
-----	--

加えました。このことに伴い、見出しを「障害者福祉に関する関連法令の動向」から、「障害福祉に関する関連法令の動向」に変更させていただいております。続きまして、7ページでは、広く市民の方々からの意見を募る目的で実施します「パブリックコメントの実施」について（4）として追記しています。実際には、来月12月に広く市民の方々からの意見を募る予定です。なお、計画書案の説明は過去形で表現していますが、これは来年令和6年の計画策定期を想定した上での記載とさせていただいております。

次に、8ページからの「第2章の豊川市の現状」について、各種調査の結果が固まりましたので記載しました。続きまして17ページから29ページは、6月に行いましたアンケート結果を「障害者への意識調査からみた現状」、30ページから34ページは当事者団体様及びボランティア団体様にご協力いただきましたヒアリング等の結果を「団体ヒアリング調査からみた現状」として、それぞれ記載しています。なお、記載内容は、今後のサービスの利用意向をはじめとして、現在の豊川市の実態等、本計画での見込量と確保策を考えるためにあたって必要と考えられる調査項目を優先し、一部抜粋して記載しております。

次に35ページからの前回計画の進捗状況です。前回の策定委員会では、現状値（令和4年度末）を含めて記載しておりましたが、修正した点について説明いたします。修正箇所は5か所です。お手元の資料は修正後の記載になっておりますので、口頭にて申し上げます。1つ目は35ページ、真ん中より上の、四角の枠の中の真ん中、【目標値】令和5年度末における地域移行者数について、1人を2人としました。2つ目は、その下【目標値】令和5年度末の福祉施設の入所者削減数について、9人を8人としました。三つ目は、令和5年度末の福祉施設の入所者数について、148人を149人にしました。4つ目と5つ目は、37ページになります。③就労定着事業の職場定着率について、四角の枠の中の上段、【目標値】就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人の割合について、2割を1割とし、下段、【目標値】就労定着率が8割以上の事業所の割合について、8割を「実績無し」に修正しています。下段の目標値については、四角の枠の上の文章にも記載しましたが、令和4年度末現在、就労定着率が8割以上の事業所の割合は、令和4年度末において、市内に就労定着支援事業所が無いため、算出はしておりません。

続いて、40ページ「5 障害福祉サービス等の提供状況」をご覧ください。こちらも一部数値について修正しておりますが、事前にお渡しした資料に修正箇所が反映できていない部分がございます。修正箇所を一覧にしたものをお手元に当日資料①として配布させていただきましたので、申し訳ありませんが、当資料にて、ご確認くださいますようお願いいたします。46ページまでの第2章の説明は以上とな

ります。

続いて47ページからの「第3章 計画の基本的な指針」ですが、前回の策定委員会から変更はありませんので、説明は割愛させていただきます。

続いて、56ページをご覧ください。ここからは、本計画の肝となります「第4章 計画の目標値と見込」の説明に移ります。第4章に続く、「第5章 計画の推進体制」と共に説明をさせていただきます。

「1 豊川市におけるサービスの構成」です。こちらは前計画と変化はありませんが、豊川市で受けることのできる、障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童のサービスをまとめて記載しております。次に57ページをご覧ください。本計画は、全て、国の基本指針に基づき、豊川市における実績などから目標値の設定を行っています。なお、(1)の上の囲みの中で記載のありますとおり「障害児福祉支援計画」がついている箇所は、障害児福祉支援計画に特化した内容となっております。また、新規の目標がある項目については、一部新規と記載しております。

57ページをご覧ください。(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、国の基本指針に基づき設定しております。(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、成果目標の設定につきましては、県のみとなっておりますが、活動指標について新規の部分があり、72、73ページに記載してございます。

(3) 地域生活支援の充実につきましては、令和8年度末までに、地域生活支援拠点の整備が目標となっていますが、こちらは36ページの現行計画目標値の進捗状況にありますとおり、既に設置となっています。また、今回の計画から、新規として機能の充実のため、二項目「地域生活支援拠点等の機能の充実のための効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築」、四項目目「強度行動障害者を有する人に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備」を行うこととして、活動指標として69ページに記載しています。

続いて、59ページをご覧ください。(4) 福祉施設から一般就労への移行などです。①として、福祉施設から一般施設への移行として、国の基本指針に基づき設定しています。次に②の就労移行支援事業の利用者数についてです。令和8年度の就労移行支援事業所からの移行者数については、国の基本指針に基づく設定しています。また、令和8年度末就労継続支援A型、B型からの移行者数も同様に、国の基本指針に基づき設定しています。では、59ページの四角の枠の中の一番下の項目、「【目標値】令和8年度末の一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所数」をご覧ください。令和8年度末における目標値となり、国の基本指針に基づき設定しています。現状は市内にある2事業所について、令和4年度末の実績では、目標値を上回っています。令和5年度末現在も、2事業所共に目標を達成すると見込んでい

ます。この項目の最後③として、一項目新規の目標値があります。60ページの四角の枠の中の二項目目、「【目標値】令和8年度の就労定着支援事業の利用者数」です。また、就労定着支援事業の職場定着率についても、現行計画に統いて、目標値の設定が求められていますが、現状市内に就労定着支援事業所の新規開設が見込まれていないため、目標値の設定は行っていません。但し、市内に就労定着支援事業所の開設が行われれば確認が必要な項目ですので、臨機応変に対応を検討したいと考えております。

続きまして、61ページをご覧ください。(5)障害児支援の提供体制の整備等」ということで、国の基本指針に基づき、児童発達支援センターにつきましては、前回の計画同様設置を基本としていきます。また、現在も市内で設置されている児童発達支援センターが、障害児通所支援事業等が保育所等訪問支援を活用し、インクルージョンを推進するための体制の構築を図ってまいります。さらに、重症心身障害児を支援する児童発達相談支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所確保ということですが、現在市内で各1か所既に確保しています。また、医療的ケア児が適切な支援を受けられるための、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の連携を図る協議の場の設置及びコーディネーターの配置はすでにを行っていますが、支援体制を強化し機能の充実を図ります。

続いて62ページをご覧ください。(6)相談支援体制の充実・強化等(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築とともに、新規に国の基本指針に基づいており、活動指標としてそれぞれ75、76ページに記載しています。特に(6)相談支援体制の充実・強化等については、本市においてはすでに設置されている基幹談支援センターについて、国としては、地域の相談体制の確保・強化を目指す内容とされています。

目標値につきましては以上となりますが、今説明をして参りました57ページからの62ページの「2 目標値の設定」について、本計画案より、さらに見やすいものとするため、当日資料②のとおり、各項目の成果目標を記載する四角の枠内について、左から、「項目」、「目標値」、「現状」、「国の基本指針」とし、目標値と、現状値が分かり易くなるようレイアウトの変更を考えております。今回の策定委員会にてご審議いただき、問題がないようでしたら、当日資料②の案を採用させていただきたいと考えております。事務局からの説明後に協議の時間を設けますので、ご意見がございましたら、ご発言くださいようお願いいたします。

続きまして63ページをごらんください。ここからは個々の具体的なサービスについて説明させていただきます。

まず「3 障害福祉サービスの見込量と確保策」ですが、数値の算出方法について、基本的な見込みの考え方を説明させていただきます。

国が示す障害福祉計画に係る実態調査及びP D C Aサイクルに関するマニュアルに基づき、平成30年度から令和4年度におけるサービス量実績の平均を用いたサービス見込量推計の方法を算出します。それに加え、障害手帳所持者の推移による伸び、障害者手帳所持者等に対するアンケート結果の利用意向とサービス提供事業所に対するアンケートの定員の拡大・新規開設予定、障害者団体及びボランティア団体に対するヒアリング結果などを踏まえて、見込量を算出しています。それでは、内容について、訪問系サービスについてです。見込みの考え方につきましては、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しました。64ページの実績と見込量の表の見方ですが、3年分の1か月あたりの実績と見込量となります。第6期計画中、令和3年度、令和4年度は実績、令和5年度は利用実績による見込量となります。なお、重度障害者等包括支援につきましては、現在市内で対応できる事業所がなく実績もないため、まったく見込みのわからない状態ではありますので、見込量については0人0時間を数値として設定しています。今後障害の重度化高齢化が予想される中で、在宅で過ごしたい方に対応できるよう、提供体制の訪問系サービスの確保策といたしましては、今後も福祉施設や病院から、今日地域へ移行する障害者の増加が見込まれ、訪問系サービスの利用希望が増えることが予想されます。特に居宅介護については利用が多く、今後も利用の増加が見込まれます。新規の事業所の働きかけや、人材確保を支援します。また、訪問系サービスについては、民間事業所の新規参入を促すとともに、不足する部分を社会福祉協議会が補うバックアップ体制を検討していきます。

続きまして、日中活動系サービスに移ります。65ページをご覧になってください。こちらは主に、日中活動の場として過ごすことできるサービスとなっております。66ページに記載のある見込みの考え方につきましては、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しています。なお、就労継続支援（B型）の令和4年度の利用人数の実績に誤りがありましたことを、先ほど41ページの説明でお伝えしましたが、実績に基づいて見込まれる見込量についても、修正をしております。このことについては、当日資料①にて修正後の見込量として、利用人数と利用時間を記載しておりますので、ご確認ください。続いて、67ページをご覧になってください。日中活動系サービスの確保策につきましては、福祉施設や病院から地域へ移行した障害者が、日中活動や就労など通じて社会参加できるよう、ニーズの把握に努め、日中系サービスの提供体制の整備を図ります。また、利用者の高齢化や重度化により今後ニーズが高まることが想定されますので、質の高いサービス提供の確保のため、マンパワーの確保と育成を支援します。その他、計画期間中に就労選択支援のサービスが新規で開始される予定です。事業者への情報提供やサービス利用希望者への説明を進め、スマートなサービスの提供開始に努めます。

続きまして、居住系サービスに移ります。68ページをご覧になってください。見込みの考え方としまして、自立生活援助、施設入所支援については、福祉施設から地域生活への移行者数を考慮して算出し、共同生活援助につきましては、基本的な見込みの考え方に基づき算出し、地域生活支援拠点等については、国の基本指針に基づいて算しました。

居住系サービスの確保策としまして、グループホームは、ニーズの高いサービスとなっています。「親亡き後」を踏まえ、事業所と連携し、拡充を図るとともに、近隣住民への理解促進のための周知を進めます。あわせて、サービスの質が確保できるよう、障害者地域自立支援協議会や、関係機関と連携し、適宜、各事業所へ働きかけを行います。地域生活支援拠点については、既に本市では面的整備型として整備済です。国の基本指針に基づいて、コーディネーターの配置に努め、体験の場が市内にないことを地域課題として認識し、障害のある方が自立に向けて体験できる資源の確保について検討します。

続きまして、相談支援の見込量と確保策に移ります。70ページをご覧になってください。計画相談支援については、基本的な見込みの考え方に基づいて算出しています。地域移行支援・地域定着支援については、国の基本指針に基づいて算出しました。

71ページをご覧になってください。確保策につきましては、計画相談支援は、障害福祉サービスの適切な利用にあたり必要なものです。障害福祉サービスの利用者の増加に伴い、利用は増加しており、今後も増加が見込まれるもの、相談支援専門員、事業所の不足が本市における課題となっています。その解消のために初任者研修受講費用の助成などによる相談支援専門員の確保や民間事業所の新規参入を促すとともに、不足する部分を社会福祉協議会が補うバックアップ体制を整備します。

続きまして、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に移ります。72ページとなります。見込みの考え方につきましては、国の基本指針に基づき、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置や関係者の参加を促すよう見込みます。

確保策としまして、まず令和5年度に協議の場は設置済で、開催回数は年3回を予定しています。地域相談支援をはじめとしたサービスの利用状況の共有を通して、精神障害者が地域で暮らす上で必要なネットワークの構築を図ります。今後において、市内の精神科医療・福祉関係者、および家族会が参加している協議の場に、介護・高齢者福祉分野の事業所の参加を促すことで、障害者の高齢化の進展という課題も踏まえながら、対応していきます。また、重度の強度行動障害がある方について、支援者間でのネットワーク構築と支援の中核的人材の育成を進め、地域の支援力向上を目指します。なお、73ページは

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築のイメージ図となっています。

次のページ、74ページは、発達障害者等に対する支援について記載しております。見込量等は国の基本指針に基づいて設定されますが、ここには、発達障害者等及び家族等への支援体制の確保について、本市児童発達相談センターと協議の上、設定した目標値等を記載しております。

続きまして、相談支援体制の充実・強化のための取組になります。75ページをご覧ください。見込みの考え方につきましては、国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域支援体制の強化を実施する体制を確保していきます。

確保策としまして、障害者相談支援センター（基幹）が中心となり、総合的、専門的な相談支援を実施します。また、事業所への指導・助言や、人材育成についても、障害者相談支援センターが核となり、委託相談支援事業所と連携を図りながら、市内の事業所への訪問や研修等への参加を支援します。75ページには細かく目標値の項目立てがなされています。地域の相談機関との連携強化についても、障害者相談支援センターが中心となって、自立支援協議会の相談支援部会などで情報共有や、困難な事例の検討を行い、連携を図っていきます。

続きまして、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに移ります。

76ページをご覧になってください。見込みの考え方につきましては、国の基本指針に基づき、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供するため、職員の障害者総合支援法の具体的な内容の理解促進や、サービスの提供状況の検証、事業所の適正な運営体制の確保を図っていきます。

確保策につきましては、研修の参加については、県が主催する研修等に市職員が毎年参加するよう努めます。また、障害者自立支援審査支払等システム等の審査結果の分析結果の活用については、事業所と東三河ほいっぷネットワーク等「電子@連絡帳」のICTを活用した情報共有を図っていきます。

77、78、79ページにつきましては、児童の計画となっています。77ページをご覧ください。障害児通所支援事業につきましては、基本的な見込みの考え方に基づき算出しています。なお、申し訳ありませんが、居宅訪問型児童発達支援について、実績と見込量の中で、近隣自治体にサービス提供事業所が存在することから、来年度以降見込量を1人と1人日として、令和8年度まで設定しております。

確保策につきましては、障害の多様化により、求められる支援も様々となっているため、障害児とその家族のニーズを把握した提供体制の確保に努めます。その際、障害福祉と子育て支援に連携する部署が連

携し、療育支援体制の強化を図るとともに、事業との連携体制を強化し、切れ目のない支援を進めます。児童発達支援、放課後等デイサービスについては事業所が増加し、提供体制の整備が進んでいますが、サービスの質を確保するため、事業所への支援向上のための指導や研修の参加促進を図ります。障害児相談支援は、計画相談支援と同様、サービスの適切な利用にあたり必要なものとなります。今後もサービスの利用の増加に伴い、障害児相談支援の増加が見込まれるもの、相談支援専門員、事業所の不足が課題となっています。計画相談同様にその解消のために、初任者研修費用の助成などによる相談支援専門員の確保や民間事業所の新規参入を促すとともに、不足する部分を社会福祉協議会が補うバックアップ体制を整備します。医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについて、国県の事業を活用しながら、相談支援体制の強化を図ります。

続きまして、79ページの子ども・子育て支援事業計画との連携に移ります。障害福祉と子育て支援に関連する部署が連携し、障害児支援の体制づくりを行うため、本計画においては、保育園等に在籍する障害児の見込量を設定します。

今後の方向性につきましては、障害の有無にかかわらず、児童がともに成長できるよう、こども・子育て支援等の希望に対して、第2期豊川市子ども・子育て支援事業計画と連携し、ニーズ把握と提供体制の整備に取り組んでいきます。

地域生活支援事業の見込量と確保策に移ります。81ページをご覧ください。こちらは地域生活支援事業の中でも必須事業と呼ばれるもので、すべて前回計画から実施している事業となります。そのため、実施している事業につきましては、引き続き継続して行っていくということ、未実施のところは行っていくのが難しいという現状もありますが、計画期間中にできるように検討していきます。地域生活支援事業は、必要としている人に対し適切な給付を行うものとなっておりまので、申請数により実績がばらつくというのも現状ですが、必要とされている方に必要な給付を行っていくという、きめ細やかなサービスを提供していきたいと思っています。

特に、82ページの確保策の記載について、4段落目成年後見制度に関する両事業についてですが、令和6年度に設置を予定している中核機関において、豊川市成年後見制度利用促進計画に基づいて、制度の更なる周知と利用のしやすさの向上を目指します。また、下から数えて4段目ですが、日常生活用具と給付品目の基準額の見直し等、障害者の安心した在宅での生活を実現するため、取り組みを掲載しました。

そして、83ページをご覧になってください。こちらは地域生活支援事業の中でも任意事業と呼ばれるものです。こちらにつきましては、市町村によってこういう事業を行っていきたい、必要性があるという

	<p>声に応じて検討をし、給付を行っていくということで、現在主に豊川市で行っているものといたしまして、訪問入浴サービス、日中一時支援、自動車運転免許取得、自動車改造助成、そして視覚障害者歩行訓練があります。なお、今回の計画では、任意事業につきましては、アンケートであったり、それから障害者団体の声などの必要性を確実に吸収していきまして、必要とされている方に必要なできる限りの支援ができるような体制を考えていきたいと思っております。</p> <p>それでは、第5章計画の推進体制に移ります。84ページをご覧になってください。計画の推進体制ということで、こちらはP D C Aサイクルによる点検、評価ということで、現在も自立支援協議会で行っている点検評価をこれまでの計画と同じように行なっていきますので、内容は前回と同じとなります。第6章は資料編となりまして、詳細の説明は割愛させていただきます。</p> <p>最後に概要版当日資料③につきましても説明は割愛させていただきます。なお、現在概要版には音声コードがついておりませんが、前回計画に倣い音声コードを付ける予定です。</p> <p>今後、国や県から次期障害福祉計画等の目標値や見込量の設定に関して、何らかの通知があった場合には、内容如何により修正を行う可能性があります。また、軽微な修正箇所がありましたら、委員長と協議のうえ修正とさせていただきたいと考えておりますので、修正方法についてご一任いただけるかどうかとも審議いただきたく存じます。</p> <p>説明は以上となります。</p>
斎藤委員長	<p>○ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました協議事項につきまして、ご質問ご意見等ございますが、1点、私から、中身ではないのですが、誤字・脱字で気づいたところがありましたので、お伝えします。</p> <p>35ページの「4 前回計画の進捗状況」の(1)の題名ですが、「福祉施設の入所者の生活への移行」となっていますが、これは「福祉施設の入所者の地域生活への移行」だと思います。修正をお願いします。</p> <p>もう1点、58ページ、「2 目標値の設定」の「(3) 地域生活支援の充実」の表中の1番下「強度行動障害者を有する人に」となっていますが、これは「強度行動障害を有する人に」ということで、「者」が余分かと思います。</p> <p>今、説明を受けながら気づいたものですから、もしかしたら他にもある可能性がありますので、もう一度精査していただければと思います。</p>
事務局	○かしこまりました。精査いたします。
斎藤委員長	<p>○それでは、中身についてのご意見ご質問等ございましたら、お願ひします。</p> <p>先ほどお話しされました、レイアウトの関係について、当日資料②</p>

	<p>で、実績値と目標値の記載方法について、案の段階では実績値と目標値がそれぞれの欄に記載されていますが、これを並べてレイアウトするという事務局からのご提案について、いかがでしょうか。</p> <p>ご提案の通りのレイアウトでまずいという方がいらっしゃれば、ご意見いただきたいです。</p> <p>(質問等特になし)</p> <p>よろしければ、事務局がご提案されているレイアウト案で、他の部分も表記していくことによろしいでしょうか。</p> <p>(異議等なし)</p> <p>これについては、事務局の提案通りということでお願いします。</p>
事務局	○ありがとうございます。
斎藤委員長	○それでは、中身について、閣達なご意見を頂戴したいと思います。お願いします。
都築委員	<p>○10ページの「聴覚・平衡機能障害」とあり、その「平衡機能」について具体的に教えていただきたいです。また、聴覚障害者の数を教えていただきたいです。</p> <p>80ページの「日常生活用具」について、色々あると思いますが、幅広い中でろう者に対する、例えばファックスや補聴器など、具体的な内容を教えていただきたいです。</p> <p>93ページの「障害者差別解消法」があり、平成28年に国が施行したことは分かるのですが、皆様の反応があまりないため、来年4月から、障害者差別解消法のリーフレットを新しく作るらしいのですが、皆様はご存じでしょうか。</p> <p>SDGsの説明がありますが、国連に従って差別をなくすためにとありますが、それは豊川市として何か関係があるのでしょうか。また、令和27年に終わる見通しのようですが、それについても豊川市との関係があるのか教えていただきたいです。</p> <p>資料には載っていないですが、今まで豊川市として手話通訳設置を募集していますが、設置が2人必要ですが、今のところ1人で設置がなかなか増えていないので、その結果を教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>○80ページの「日常生活用具」について、聴覚障害の関係でと、室内信号装置、通信装置などがあります。これらはホームページに載せています。</p> <p>80ページの中では、地域生活支援事業の見込量ということで、日常生活用具の主なものを載せております。その中の見込量として、81ページに載せさせていただいております。</p> <p>具体的な細かいものは計画に載っていないものもありますが、質問の回答としては、聴覚障害の関係の用具にはそういうものがあります。</p> <p>障害者差別解消法について、今回の計画上では直接的には関係ない</p>

	<p>部分があり、サービスの見込量などには障害者差別解消法は関係ない部分もありますが、来年度4月から、民間事業者も合理的配慮については努力義務から義務化に変わることは承知しており、障害福祉課としては取り組んでいきます。</p> <p>10ページの聴覚障害について、今、資料に記載のある数字が、聴覚・平衡機能障害として手帳をお持ちの方の数になります。</p> <p>平衡機能障害とは、想定としてという形になりますが、メニエール病や中耳性の障害等、抹消神経や中核神経の障害が原因となって起こる障害を想定しております。</p> <p>97ページのSDGsについての話がありましたが、世界的な様々な国への環境問題等の課題に直面している中で、世界的な取組ということでこのSDGsは行われています。</p> <p>持続可能な開発目標ということで、世界的な目標ではありますが、豊川市としても、こういった目標を掲げながら市の施策等を進めていくということで、関わりが深いと認識しております。</p>
都築委員	<p>○令和26年か27年に終わるという話を愛知県聴覚障害者協会から聞いたのですが、それについて、いつまでに終わる等はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>○令和26年に終わるという話については認識しておりません。</p> <p>10ページの聴覚障害を持つ方の人数について、今手持ちの資料が無いため、個別にお伝えします。よろしくお願ひします。</p>
斎藤委員長	<p>○手話通訳者の設置の実績が1人、目標が2人になっていることについて、進捗状況をお願いします。</p>
事務局	<p>○前回の策定委員会でもご意見等がありました。</p> <p>現在も引き続き募集はさせていただいており、1名しかいない状況が続いております。</p> <p>増やすための努力はしております。</p>
中村委員	<p>○日常生活用具について、同じ障害であっても人によって状態等が違うため、一律の決まりではなく、その人その人に合った、柔軟な決まりで日常生活用具が支給されるようお願いしたいです。</p> <p>近隣市町の事業所に通うと、市によって色々と違うところが見つかるため、同じようにしていただきたいです。</p>
事務局	<p>○ありがとうございます。日常生活用具について、我々も団体の総会への出席や、今回実施したヒアリング調査でのやり取りの中で、話題として出てきていると認識しています。</p> <p>近隣市と比較すると、種類が示されているものについては大差がないと考えていますが、給付の基準については、もしかするとどこかの時点で見直しが止まっている等があるかもしれませんため、まずは近隣市の状況を確認していきます。</p> <p>また、同じ障害のある方でも状態が違う方がいるということについて、委員がおっしゃる通りだと思いますので、状況に則した給付がで</p>

	きるよう、市の体制を見直すところから始めていきたいと考えています。
野村委員	<p>○事前資料①の67ページ（日中活動系サービス）の「確保策」の中で、人材確保が大変だと考えていますが、この部分で「マンパワーの確保と育成を支援します。」とあり、非常に第三者のような形ではないかと思います。</p> <p>また、69ページでグループホームのニーズが高いと記載がありますが、実際にグループホームを運営しようと考えていると、なかなか人材が集まらないと聞いていますので、事業所にお願いしている部分はありますが、グループホームだけではなく全体的に人材確保については公的機関として市役所としてももっと考えていかざるを得ない時期ではないかと思っています。</p> <p>文面的にはこれ以上書けないかもしれません、内容的にはもっと真剣に考えるような形にしていただきたいです。</p>
事務局	<p>○マンパワー、人材について、十分ではないと認識しています。</p> <p>市としては第三者的な書きぶりになってしましましたが、実際に進めていることとして、現在、自立支援協議会の中に専門的に人材不足・育成について考える専門部会である「人材不足プロジェクト」を設けています。その中では、賃金は大事であると思いますが、なかなか賃金は市が口出しをしにくいものですので、まずは働かれている方、支援者として従事されている方の職場環境をより良くするための取組を行っています。</p> <p>また、例えば研修について、法人ごとやり方が異なっていると考えており、市は地域全体で支援の質を向上させる目的を背負っていると認識していますので、今年も開催予定ですが初任者、就職をしてから1年目から3年目の従事者を対象に、市役所内で初任者研修を行います。</p> <p>共通した研修を行うことに加え、横のつながりも作っていただきたいという狙いがあり、継続して実施していきたいと考えています。</p> <p>また、業種ごとに法人が違えばやり方も違うところがあるかもしれないが、グループワーク等を行える場として連絡会をいくつか組織しています。</p> <p>連絡会では市から声掛けをして集まっていただき、そこで問題や悩み等を共有することで横のつながりを作る等を通じ、人材の定着について、そのような雰囲気の醸成をできるように努めています。</p> <p>今後も連絡会を継続していくように、市や自立支援協議会が継続して関与していくことで体制を維持していきたいと考えています。</p>
斎藤委員長	<p>○人材確保については、福祉事業所の立場からしても非常に厳しいものがありますが、福祉業界だけではなく、どの業界でも人材不足になっているということで、非常に深刻です。</p> <p>何か、ハローワークからのご意見ありますでしょうか。</p>

田中委員	<p>○福祉業界の人材不足については、厚生労働省からも力を入れるようにとされています。今年度、来年度を集中期間として、人材確保のために施設等と連携して確保するという取組をしっかりやるようになると通知が出ています。</p> <p>ハローワークが取り組んでいることとして、施設の説明会ということで、企業にどういったところに魅力があるのかを、仕事を探している方に周知をかけています。そこで興味を持った方に対して職場見学や面接をしていただくほか、資格が必要なものについては職業訓練等にあっせんしたり、説明をしたりすることで確保するということを近くでやっています。</p> <p>今月は介護の強化月間となっており、私も 11 月 1 日に事業所に対する説明会をやったところ、1 社限定でしたが興味を持って出ていただいた方が 40 名程度お見えになりました。</p> <p>周知をかけることで興味があるという方もいらっしゃると考えていますので、まずは知つてもらうことから始めないとけないと考えています。</p>
小島委員	<p>○事前資料①の 76 ページ「8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」で「都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数」の数字について、令和 5 年度では 8 人の実績でしたが、令和 6 年度以降では 6 人、7 人、8 人となっており、算出の仕方が実績の平均で出しているのでこういった形になると思いますが、数字が減ったことで後退しているような印象を受けるものもあるかと思います。</p> <p>原則で問題がないのであれば、例えば令和 5 年の 8 人が基本的に令和 6 年以降も続く等にするのはいかがでしょうか。</p> <p>同じような考え方のものが他にもあり、例えば 81 ページの「日常生活用具給付事業」の中の「在宅療養等支援用具」や「居宅生活動作補助用具」、83 ページの「自動車運転免許取得」についても、令和 5 年度の数字よりも令和 6 年度の数字が下がるような形のものがあります。</p> <p>令和 6 年度以降で減ることが好ましいもの以外の数字については、基本的には令和 5 年、令和 6 年について減らすことなく横ばいからスタートするような形にしたらどうかと思いました。</p> <p>皆さんにご賛同いただけるようであれば、数字を直していくように障害福祉課に改めて指示をしたいと思いますので、皆さんのご意見を伺いたいです。</p> <p>もう 1 点、79 ページの「9 障害児支援の見込量と確保策」について、事務局の説明では確保について社会福祉協議会のバックアップのことについて触れられていましたが、文章には入っていないので、文言化して入れたらどうでしょうか。</p> <p>皆さんのご同意が得られるようであれば、そのような形で事務局に</p>

	改めて指示をしたいと考えています。
斎藤委員長	○数値が実績値に対して色々な理由で減少していくという結果になりますが、これをどういう風に表現するのでしょうか。
事務局	○見込み値については実績の数値に基づきながら根拠を持った数字として事務局としては考えています。 例えば見た目では下がっていることで、少し違和感があるところがもしかしたらあるかもしれません、今後の推計を考えた時にある程度データに基づきながら数字を出しているので、委員の皆様のご意見をいただきながら最終的に事務局で精査し、変更が必要であればそのような形でさせていただきたいと考えています。
斎藤委員長	○実績に対して計画の目標値が下回ることについての違和感ということでしょうか。
小島委員	○あくまでも見込値ではありますが、しかしこれだけの数字を見込むと言っても、実際過去に大きな数字があり、その後減る時があり、今年の数字があってという形で、平均を取ると来年は減るはずだという話になるものの、あくまでもトレンドの話になります。 例えば最初に言ったような研修への職員の参加については、今年8人参加しているのに来年は5人の見込みとなると、参加者が減っているような感じになるので、あくまでも見込値ということで数字が減ることが好ましいもの以外は減らさなくても良いのではという考えがあります。これについて他の委員からご意見を伺いたいです。
斎藤委員長	○今の形でよろしければいいですが、何か修正すべきと思われる方がいらっしゃれば、ご意見いただきたいです。 あくまで見込値ということで、実績に基づいて見込みがこうなるということなので、下駄をはかすのも変な感じがします。また、3年後に計画を総括した時に、見込値よりも数字を上げたことで、結局目標値に達していなかったということになったら、それも変な話になってしまいます。 疑問と思われる市民の方がいらっしゃったときに何か説明できると思いいます。
小島委員	○委員の皆さんからご意見や違和感がないのであれば、それで結構です。
斎藤委員長	○2つ目のご意見の、人材が不足する部分を社会福祉協議会が補完する、バックアップ体制を進めていくということについて、もう少し具体策がいるということでしょうか。
小島委員	○口頭の説明には入っていたものの、計画の中に文言がなかっただため、そのように説明されるのであれば文言も入れるべきだと言いたかったです。
斎藤委員長	○事務局の方で記載されている通りでよろしいでしょうか。 社会福祉協議会でバックアップ体制をしていく、具体策についてはこれから考えていくということで、計画の中ではこういう方向で行く

	ということで、事務局としてはよろしいでしょうか。
事務局	○相談支援専門員が市内でもなかなか確保できていない状況があるため、社会福祉協議会にセーフティネットとして、不足する部分があれば人材的なものも含めてバックアップする体制を構築していただければありがたいと考えているため、そのような表現を説明の中に入れました。
斎藤委員長	<p>○その他ありますでしょうか。</p> <p>今後、何か気づいた点があれば、まだ修正まで時間がありますので、事務局へご連絡いただければと思います。</p> <p>また、先ほど事務局から説明があったように、今後修正の必要が生じた場合に、再びこの委員会を開催することは大変ですので、その場合は私にご一任いただきたいと考えています。</p> <p>今回の委員会でのご意見等を元に事務局の調整を進めたうえで、12月中旬からのパブリックコメントにかけるということで、今後修正すべき点が新たに見つかった場合は、委員会を開かずに委員長にすべてお任せいただいてということでご了解いただきたいが、よろしいでしょうか。</p>
委員	(質疑、意見、異議等なし)
斎藤委員長	○ありがとうございます。

2 (3) 第7期豊川市障害者福祉支援計画策定等スケジュールについて

斎藤委員長	<p>○それでは、次の議題に移ります。</p> <p>議題2、報告事項といたしまして、「今後のスケジュールについて」事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>○それでは、議題2について、事務局より説明させていただきます。お手元の資料、事前資料②をご覧ください。</p> <p>今後の予定ですが、令和5年については、12月22日から令和6年1月22日までパブリックコメントを実施します。この時には同時に、障害者地域自立支援協議会の委員の皆様へもご意見を伺えたらと考えており、参考の意見とさせていただきます。</p> <p>今回、障害福祉支援計画、障害児福祉支援計画、どちらの計画もPDCAサイクルにおいて計画の進捗状況の確認をしていただく期間となります。</p> <p>その少し前、12月13日には市議会への説明もさせていただく予定です。</p> <p>第4回の策定委員会は令和6年2月7日（水）13時30分から15時までを予定しています。場所は本日と同じ本34会議室を予定しています。</p>

	<p>この時にはパブリックコメントで出た意見を踏まえて、それぞれの計画の最終案の確認し、決定させていただき、その後、パブリックコメントの結果公表等を3月の上旬までに行う予定です。予定として3月上旬とっていますが、結果の公表は、1か月を目安に行うことされていますので、可能であれば前倒しをして、2月の下旬に行います。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
斎藤委員長	<p>○ただいま、事務局から説明がありました今後のスケジュールについて、ご質問がございます方はご発言をお願いします。</p>
委員	(質疑等なし)
斎藤委員長	<p>○次回の委員会は2月7日ということで、またお集まりいただければと思います。</p> <p>以上で議題は終了となります、事務局から他に何かありますか。</p>
事務局	<p>○長時間にわたり、活発なご議論をいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本計画は、サービス利用者にとって重要な計画であると理解しています。そのため、委員の皆様からの貴重な意見をいただきながら、この計画を策定していきたいと考えています。</p> <p>先ほどのスケジュールの通り、12月に議会へ報告し、ご承認いただけたらその後パブリックコメントで広く市民の皆様からのご意見を頂戴します。</p> <p>市民からのご意見をいただいたうえで、最終的に市としてどのようにしていくかの判断をさせていただく中で、来年3月には策定ができるかと考えているので、ぜひ皆様からのご意見をたくさん反映させていただき、より良いものにさせていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひします。</p> <p>次回の2月の会議については、最終案ということでまとめたものをお示しできると考えています。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>
斎藤委員長	<p>○ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程は全て終了をいたしました。</p> <p>長時間にわたりありがとうございました。</p>